

岩手県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

岩手県行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定により、岩手県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第3条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第3条第4項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。